

令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託  
に関するプロポーザル実施要領

高松市健康福祉局国保・高齢者医療課保健事業係

## 1 実施目的

国民健康保険のレセプトデータ及び特定健康診査データ等を活用し、特定健康診査未受診者への個別具体的な受診勧奨を、効率的・効果的に実施することにより、特定健康診査受診率の向上を図るとともに、本市における実施体制に関する課題や対策などを分析し、その改善に資することを目的とします。

また、後期高齢者医療健康診査においても、効果的な未受診者受診勧奨を行うことによって、より多くの対象者が同健康診査を受診して自ら積極的に健康管理に努め、生活機能の維持改善を図ることを目的とします。

つきましては、提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行います。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務

### (2) 業務内容

別紙「令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託仕様書」のとおり

### (3) 提案上限額

19,432,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たし、委託業務を適正かつ効率的に実施できる者としてします。

(1) 応募事業者は法人であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て又は申し立てがなされていない者、及びこれらの手続中でない者であること。

(4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市区町村税、法人税、消費税および地方消費税の滞納がないこと。

- (6) プライバシーマーク又はIS027001/ISMSを取得しており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保していること。

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

内容	日時
公募開始	令和8年4月10日(金)から
質問書受付期限	令和8年4月24日(金)午後4時まで
参加表明書提出期限	令和8年4月24日(金)午後4時まで
提案書等提出期限	令和8年5月15日(金)午後4時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年5月中旬～下旬頃
受託候補者の決定及び通知	令和8年5月下旬頃
受託候補者との協議	結果通知日から契約締結日まで
業務委託契約締結	令和8年6月上旬頃

#### 5 配布資料及び配布方法

##### (1) 資料名

- ア プロポーザル実施要領(本書)
- イ 契約書
- ウ 仕様書
- エ 参加表明書(様式第1号)
- オ 事業者概要書(様式第2号)
- カ 質問書(様式第3号)
- キ 見積書(様式第4号)
- ク 意向申出書(様式第5号)

##### (2) 配布方法

高松市公式ホームページ「もっと高松」内の国保・高齢者医療課のページ上からのダウンロードによります。

#### 6 参加表明書の提出

##### (1) 提出書類

提案しようとする者は、提出書類の提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 事業者概要書(様式第2号)

※登記事項証明及び法人定款等を添付すること。写し可。

- ウ 国、香川県及び高松市税のそれぞれに滞納がないということが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、提出日から3か月以内に発行されたものに限りま。

※香川県及び高松市に納税義務がない場合は、本社の所在地のもので可。

(2) 提出部数

1部

(3) 参加表明書等の提出方法、提出先

ア 提出方法：持参又は郵送のみ

イ 提出先：高松市健康福祉局国保・高齢者医療課保健事業係（担当：秋山）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL (087) 839-2371 FAX (087) 839-2190

E-mail kokuho@city.takamatsu.lg.jp

ウ 提出期限：令和8年4月24日（金）午後4時まで

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(4) 参加表明書の提出後の辞退について

参加表明書提出後の辞退については、辞退届（様式任意）を作成し、速やかに本市へ提出してください。

(5) 提案者の選定

提案の参加資格の有無については、令和8年5月8日（金）（予定）までに通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、電子メールにより提出してください。なお、電子メール送信後は、必ず確認の電話をしてください。

(2) 質問書の提出先、提出期限

ア 提出先：6(3) イと同じ。

イ 提出期限：令和8年4月24日（金）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

回答は、その都度、質問者に電子メールにて行います。

なお、質問と回答の内容に関しては、国保・高齢者医療課にて閲覧に供するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」内の国保・高齢者医療課のページに掲示します。

(4) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しません。また、当該回答文書は、本要領に対して、追加又は修正したものとみなします。

## 8 提案書等の提出

(1) 提案内容

提案の内容については、仕様書及び選定基準等を参照の上、実施に当たっての考え方や手法等を提案してください。

(2) 提出書類

提案書及び見積書を提出期限までに提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。  
併せて、提案書等の内容に対して、高松市情報公開条例第5条に基づく公開請求があった場合の取扱いについて、提案書等の公開に係る意向申出書を提出してください。

(3) 提出部数

ア 提案書 7部 (※見積書の写しを提案書の最終ページに添付すること。)

イ 見積書 1部

(4) 提案書の書式等

ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。

イ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。

エ 提案書の本文は、両面印刷で20枚以内(表紙・目次等は除く)とします。印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

オ 提案書は、「10 評価の項目と観点」に記載の項目に沿って作成してください。

カ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等の意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響を及ぼす可能性があります。

キ 見積書は、様式第4号を使用し、住所、会社名、代表者名、見積年月日等を記入すること。訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること。なお、見積金額の訂正は認めません。

見積金額は、消費税及び地方消費税を含めた全契約期間の金額とし、見積総額は、提案上限額を超えないこと。

(5) 提案書等の提出方法等

ア 提出方法：6(3)アと同じ。

イ 提出先：6(3)イと同じ。

ウ 提出期限：令和8年5月15日(金)午後4時まで

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

## 9 審査の方法

(1) 事業者選定に係る体制

本事業を実施する事業者の選定に当たり、市は、令和8年度高松市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る未受診者受診勧奨業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会において審査委員会委員(以下、「審査委員」という。)が評価し、その結果をもとに事業者を選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

本事業におけるプレゼンテーションは非公開で行い、出席者及び説明者は1者につき2名までとします。なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施します。

ア 実施予定日：令和8年5月中旬～下旬頃(予定)

※具体的な日時は選定通知書とともに送付します。

イ 実施方法：WEB(Zoom)により行います。

ウ 時間：1者につき20分とします。その後、10分間の質疑応答を設けます。

エ 備考：当日使用できる資料は、事前に提出された提案書のみとし、詳細については個別に調整します。

## 10 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目及び観点は、次のとおりです。

項目	観点	評価点	加重	配点
業務全般	・本業務の趣旨及び目的を理解しているか。 ・本業務内容及びスケジュールを十分理解しているか。 ・業務の実施体制は万全か。	5	3	25
	・過去5年間において、他自治体等での同業務に関する実績は十分か。	5	2	
業務内容	・勧奨すべき対象者の抽出法方法は効果を期待できるものとなっているか。	5	2	50
	・勧奨通知が医療機関への受診を促す工夫された内容となっているか。	5	2	
	・当該通知物の開封など、対象者に通知物の内容を確認を促す工夫がなされているか。	5	2	
	・効果を確認できる、具体的な分析方法が提案されているか。	5	2	
	・その他、提案者独自の効果的で実施可能な提案がなされているか。	5	2	
個人情報保護	・個人情報管理体制が具体的に記載され、情報漏えいの防止対策が確立されているか。	5	2	15
	・データの授受及び運搬方法は、個人情報に配慮した妥当な方法か。	5	1	
見積価格	・見積金額が委託内容に対して妥当であるか。	10点満点※		

※見積価格の採点方法については、次のとおりとします。(小数点第2位を四捨五入)

$$\text{見積価格点数} = \text{価格点の満点} \times \text{最低見積金額} / \text{提出見積金額}$$

## 11 事業者の選定及び結果の通知

(1) 提案書等を、上記10に沿って審査委員6名が審査し、一人当たり100点満点で採点します。

(2) 評価は0点～5点までの6段階評価とします。

「5」非常に優れている「4」優れている「3」普通(基準点)「2」やや不十分「1」不十分

「0」提案に含まれない又は劣悪な内容である

各項目には「加重」を設けることとし、各項目の配点を次のように算出します。

$$(\text{配点}) = (\text{評価点}) \times (\text{加重})$$

各審査委員の得点の合計を総合点（満点600点）とし、総合点が最も高い事業者を受託候補者第1位として選定します。ただし、総合点を審査委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は選定しません。なお、総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合には、「業務内容」点の高い提案書等を採用します。この場合においても同点の場合は、審査委員会委員長にて決定します。

(3) 選定終了後、審査結果を全ての提案者に通知します。

なお、選定結果について、一切の異議申し立てはできないものとします。

また、電話による問い合わせ、選考過程等の内容についても回答できません。

(4) 提案事業者が1者のみの場合でも、評価対象とし、選考において審査委員の平均点が満点の6割以上を獲得した場合には、受託候補者として選定します。

(5) 契約締結までに、受託候補者第1位の事業者が「3 参加資格」を満たさなくなった場合、辞退した場合、提案内容に虚偽があった場合、又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者から順に繰り上げて受託候補者とします。

## 12 選定結果の公開

委託業者の決定後、高松市公式ホームページ「もっと高松」内の国保・高齢者医療課のページ上において公表します。なお、受託候補者第1位以外の得点等の審査結果は、応募者名を伏せて公表します。

## 13 契約の締結等

(1) 上記9～11により選定した者を契約の相手方として、契約締結の交渉を行います。

(2) 受託候補者は、改めて見積書を提出するものとし、見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とします。

(3) 提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱います。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがあります。

(4) 順位1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、協議が整わない場合又は契約締結時までに不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行います。

(5) 提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとします。

(6) 契約方法は、随意契約とします。

## 14 その他留意事項

(1) 提案等の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等に係る費用は、全て提出者の負担とします。

(2) 参加表明書、提案書その他書類を郵送により提出する場合は、事故を避けるため、書留郵便その他の事業者において配達状況を確認できる方法により提出すること。

(3) 提出後の提出書類の修正又は変更は一切認めません。

(4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合には、参加の資格を無効とします。

(5) 他者に著作権があるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、高松市に報告してください。

- (6) 提出された提案書等一切の書類は、返却いたしません。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (8) 提出書類等は、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合、公表することがあります。
- (9) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準  
平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正または不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

- (10) 不当要求行為の排除  
市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や該当不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/index.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html))

- (11) 適正な労働条件の確保  
業務の遂行に当たっては、労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。  
ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(12) 公正な職務の執行の確保

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

- (13) 高松市長は、緊急やむを得ない理由により、本提案公募を行うことができないと認めるときは、本提案公募を停止し、中止し、又は取り消すことができます。この場合において、本提案公募参加者が損害を受けることがあっても、高松市長は、その責めを負いません。